

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年2月から同年6月まで

私は、昭和49年\*月に20歳になり、亡くなった母が、私の国民年金の加入手続をしてくれた。当時、母はA業を経営しており、家計全般を母が管理していたこともあり、私と父の分を合わせた3人分の国民年金保険料を母が納付していたと記憶している。当時、一度も保険料を未納にしていると言われたこともないのに、なぜ今頃になって未納となっているのか分からない。また、申立期間に係る私の両親の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料だけ未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年\*月に20歳になり、亡くなった母が、国民年金の加入手続をし、家族3人分の国民年金保険料を納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年2月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録によると、同年2月に強制加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納はなく、強制加入被保険者と任意加入被保険者、第1号被保険者と第3号被保険者の切替えも遅滞なく行われていることが推認できること、及び申立期間に係る申立人の両親の保険料は納付済みとなっていることから、5か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 57 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 57 年 3 月まで

申立期間に係る国民年金保険料を家族のうちの誰が納付したか覚えていないが、父の昭和 57 年分確定申告書控えの社会保険料控除欄に記載された金額には申立期間に係る保険料が含まれていると思うので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 57 年 7 月頃に払い出されたと推認され、この時点において申立期間に係る国民年金保険料は過年度納付が可能であり、申立人は、申立期間直後の同年 4 月から 58 年 3 月までの保険料を 57 年 11 月 9 日に現年度納付していることが申立人の所持する領収証書で確認できる。

また、申立人から提出された申立人の父の昭和 57 年分確定申告書控えの社会保険料控除欄には、「国民年金」、「27 万 6,060 円」と記載されており、当該金額は、申立人の申立期間及び前述の 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料額、申立人の妻及び父の 57 年 1 月から同年 12 月までの納付すべき保険料額の合計額とおおむね一致することから、申立人が主張するとおり、申立期間に係る保険料が納付されていた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、国民年金に加入以降は国民年金保険料の未納が無く、申立人の妻は国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、父は昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまでの保険料を全期間納付していることから、申立人の家族は、保険料に対する納付意識が高かったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 関東（栃木）厚生年金 事案 8571

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を平成7年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月31日から7年1月1日まで  
昭和55年10月にA社に入社し、平成18年3月に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が抜けている。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金加入員台帳、事業主及び複数の同僚の供述、雇用保険の加入記録及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（平成7年1月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における平成6年11月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、事業主が資格喪失日を平成7年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを6年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その

後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8573

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 27 日

A社において平成17年6月27日に支給された賞与が、厚生年金保険の被保険者記録から抜けている。取締役就任していたため賞与は年1回の支給だったが、厚生年金保険料を控除されていたので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した役員賞与支給明細書及びA社から提出された「17年一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人は、申立期間について、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、厚生年金保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで  
昭和37年10月1日からA社に勤務し、38年6月1日付けで、グループ会社であるC社（現在は、B社）へ期間を空けずに異動したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年6月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間における標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された資格喪失日が昭和38年5月30日であることを確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知



を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月16日から同年11月1日まで  
② 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

昭和28年からD社に勤務していたが、その後、同社は、A社に名称変更し、37年11月1日付けで、グループ会社であるC社に出向、そして、38年6月1日付けで、再度、A社に戻り、平成8年6月27日付けで退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年11月1日にA社からC社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間①における標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された資格喪失日が昭和37年10月16日であることを確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和38年6月1日にC社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間②における標準報酬月額については、申立人のC社における昭和38年4月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が提出した申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された資格喪失日が昭和38年5月30日であることを確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8576

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月13日から同年4月1日まで

申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いが、A社から同社C支店に転勤し、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事異動通知及び人事管理カード、雇用保険の被保険者記録及び事業所担当者の証言から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、9万2,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 6 日から 38 年 2 月 16 日まで  
② 昭和 38 年 2 月 24 日から同年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 38 年 5 月 13 日から 39 年 12 月 22 日まで  
④ 昭和 40 年 2 月 16 日から 41 年 9 月 1 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した記録となっていることを知ったが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和42年9月12日に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和41年12月\*日に婚姻しているが、「脱退手当金裁定請求書」及び「脱退手当金支給決定ならびに支払伺の領収書欄」の申立人の氏名は旧姓であるとともに、婚姻前の住所が記載されているなど、当該裁定請求書及び領収書の記載内容に不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 8579

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年6月1日、同資格喪失日は25年3月15日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については6,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から25年3月15日まで  
学校を卒業後にA社（現在は、B社）に就職したが、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人のA社を退職したときの詳細な供述により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名、同一生年月日で基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和24年6月1日、資格喪失日は未記載）が確認できるところ、当該被保険者名簿において資格取得日が24年6月1日であることが確認できる同僚は、「申立人とは同期入社である。申立人が25年3月頃まで勤務していたことは間違いない。」と供述していることから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

さらに、上述の同僚の供述に加え、申立人は「紹介者がいたので、A社を退職後、すぐにC社D事業所に就職した。同社には、研修のため、昭和25年3月中旬から勤務していた。」と具体的に供述していること、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日が25年4月1日であること、及

び同社の同僚が「申立人とは同期で同じ25年4月1日に入社した。」と供述していることなどから、申立人は同年3月15日までA社に勤務していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は25年3月15日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8581

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月27日から同年4月1日まで  
A社から親会社であるB社C営業所に異動した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当該期間について、第三者委員会で調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動先のB社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年4月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年1月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の申立期間当時の事業主は既に他界しているため照会できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年4月から21年1月までの期間は34万円、同年2月から22年11月までの期間及び23年1月から同年8月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から④までについて、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は20万円、申立期間③は10万2,000円、申立期間④は6万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②の訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年12月21日から23年9月1日まで  
② 平成16年12月27日  
③ 平成17年8月12日  
④ 平成21年12月25日

私は、平成13年12月21日からA社において厚生年金保険に加入していたが、給料支払明細書の支給額と厚生年金保険の被保険者記録が相違していることが分かった。また、賞与も受け取っていたが、被保険者記録には賞与が反映されていないものがあるほか、金額が相違しているものもあった。

厚生年金保険被保険者記録よりも給与を多く受け取っていたのは間違いなく、また、賞与も受け取っていたので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成20年4月1日から22年12月1日までの期間及び23年1月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、20年4月から21年1月までの期間は34万円、同年2月から22年11月までの期間及び23年1月から同年6月までの期間は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成23年7月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、報酬月額及び厚生年金保険料控除額については確認できないが、申立人から提出された普通預金通帳及び申立人の給与が振り込まれていた金融機関の「預金共通月中異動および残高明細表」から当該期間の振込額が確認でき、当該期間直前の振込額と一致していることを考えると、当該期間についても、標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたと認められることから、32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成13年12月21日から20年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は14年分から20年分までの「給与所得の源泉徴収票」を所持しており、当該源泉徴収票には社会保険料が記載されているが、当該社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額から計算した健康保険（介護保険を含む。）、厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とおおむね一致していることから、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る厚生年金保険料を給与から控除していたとは認められず、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成22年12月1日から23年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、当該期間は病気療養中のため1日分の給与しか受け取らなかったとしており、申立人が提出した給料支払明細書には、事業主が源泉控除していたと推認される厚生年金保険料が記載されているが、当該保険料に見合う標準報酬月額は、オンライ

ン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、給料支払明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間①のうち、平成 20 年 4 月 1 日から 22 年 12 月 1 日までの期間及び 23 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は年金事務所）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②から④までについて、申立人は、標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間②は 20 万円、申立期間③は 10 万 2,000 円、申立期間④は 6 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は9万円、申立期間③は5万円、申立期間④は16万2,000円、申立期間⑤は17万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月  
② 平成 15 年 12 月 19 日  
③ 平成 17 年 8 月 12 日  
④ 平成 17 年 12 月 16 日  
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑤までについて、A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は9万円、申立期間③は5万円、申立期間④は16万2,000円、申立期間⑤は17万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に

対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る平成15年の賃金台帳により、当該期間の賞与の支給は確認できない。

また、A社の事務担当者は、賞与は口座振込で支給していると供述しているところ、申立人が給与振込口座を指定している金融機関から提出された申立人に係る預金取引明細表においても、申立期間①の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月 12 日  
年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、2万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は5,000円、申立期間②及び③は3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日  
② 平成 17 年 12 月 16 日  
③ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は5,000円、申立期間②及び③は3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 8588

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額の記録を、21万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 22 日

A社の勤務期間のうち、申立期間について賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する預金取引明細表、A社からの回答及び同僚の賞与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間において同社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記預金取引明細表及び同僚の賞与支払明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月21日から同年4月10日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間において、同社からC社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に、申立期間においてA社からC社に異動したとする複数の同僚の回答から判断すると、申立人が申立期間当時、A社及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と回答している。

さらに、上記同僚のうち、総務を担当していた者は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は、A社が事務処理を行い、給与から控除していたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和48年2月の記録から、4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、B社及びC社は不明としているが、申立人に係るA社の資格喪失日（昭和48年3月21日）が雇用保険被保険者記録における離職日の翌日と同日になっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年3月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8591

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は30万円、申立期間②は22万6,000円、申立期間③は10万7,000円、申立期間④は12万6,000円、申立期間⑤は8万7,000円、申立期間⑥は10万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日  
② 平成17年7月25日  
③ 平成18年7月25日  
④ 平成18年12月25日  
⑤ 平成19年7月25日  
⑥ 平成19年12月25日

平成6年から20年までA社に勤務し、申立期間①から⑥までについて賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び申立人は、申立期間に係る賞与は現金支給であったと思うと述べており、申立人から提出された平成16年分から19年分までの給与所得の源泉徴収票に記載された各年分の支払金額に通勤手当を加えた額は、申立人提出の預金通帳により確認できる給与振込額から推認される給与支給総額の各年分の合計額よりも高額であることが確認できる。

また、上記の源泉徴収票に記載された各年分の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額に基づき算出した各年分の社会保険料の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、上記の元事業主は、申立期間において申立人に賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除したと思うとしている。

加えて、A社において申立人と同じ職種であった同僚（平成 18 年 4 月 2 日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失）が所持する賞与明細書により、当該同僚については、申立人の申立期間①及び②において同社から賞与が支給され、当該賞与に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記給与所得の源泉徴収票及び預金通帳から推認できる保険料控除額及び賞与額並びに元事業主の回答から、申立期間①は 30 万円、申立期間②は 22 万 6,000 円、申立期間③は 10 万 7,000 円、申立期間④は 12 万 6,000 円、申立期間⑤は 8 万 7,000 円、申立期間⑥は 10 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年10月まで

私は、役所から国民年金保険料を遡って納付できる旨の通知が届いたので、申立期間の保険料を遡って納付した。平成3年11月から5年1月までの保険料が5年12月15日に過年度納付されているとのことだが、15か月のみのはずはない。申立期間の保険料は、3年11月から5年1月までの保険料と一緒に納付しているので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を遡って納付できる旨の通知が届いたので、申立期間の保険料については、平成3年11月から5年1月までの保険料と一緒に遡って納付したとしているが、申立人は、当該通知が届いた時期について不明としている上、オンライン記録によると、3年11月から5年1月までの保険料は、5年12月15日に納付されていることから、その納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（栃木）国民年金 事案 5467

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年8月まで

私は、昭和50年4月に国民年金の被保険者となった記録となっているが、その頃に、国民年金の加入手続を行うなど考えられず、それ以前に行っているはずである。最初にA社を退職（45年7月）したときに、オレンジ色の年金手帳を受け取ったが、当該年金手帳には、厚生年金保険から国民年金に切り替わった旨の記載があったことを覚えている。私から年金の件で問い合わせをしたことはないが、通知があれば保険料を納めているはずなので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃に国民年金の加入手続を行うなど考えられず、それ以前に行っているはずであるとしているが、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、誰が行ったかは不明であると回答している上、その父母は既に他界（父は昭和50年9月、母は平成13年7月）しており、申立期間当時、同居していたとするその弟からは、申立人の国民年金の加入手続及びその時期、申立期間に係る保険料の納付金額等の納付方法について具体的な証言が得られないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年4月から同年6月までの間に払い出されたものと推認され、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者とな



った日が同年4月28日（オンライン記録によると、平成16年7月27日に、A社の厚生年金保険資格喪失日である昭和50年4月29日に訂正されている。）と記載され、国民年金被保険者台帳（旧台帳）の資格取得日も同年4月28日と記載されていることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、最初にA社を退職（昭和45年7月）したときにオレンジ色の年金手帳を受け取ったが、当該年金手帳には厚生年金保険から国民年金に切り替わった旨の記載があったことを覚えているとしているが、申立人の主張する年金手帳は、49年11月以降に使用開始された様式のもので、45年7月当時は、厚生年金保険被保険者には厚生年金保険被保険者証が交付されており、年金手帳は使用されていなかったほか、当時、国民年金被保険者に交付されていた国民年金手帳には、厚生年金保険に係る記載は無いなど、申立人の記憶と相違している。

加えて、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月まで  
② 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

申立期間当時、国民健康保険税、固定資産税及び住民税の納付忘れがあったため、昭和 58 年から 60 年頃にかけて、何度か A 町役場（現在は、B 市役所 A 支所）の税務課職員が、私の自宅に税金の徴収に来た。その際に国民年金保険料の納付もお願いしていた。61 年以降の保険料の納付方法は覚えていないが、私は、納付すべきものは全て納付しており、申立期間の保険料も全て納付していたはずであるので申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のうち、昭和 58 年から 60 年頃までの期間については、A 町役場の税務課職員に、国民健康保険税、固定資産税及び住民税と一緒に国民年金保険料の納付もお願いしていたと申述している。

しかしながら、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付額、納付回数、納付時期等に関する具体的な記憶が無い上、B 市役所は、当時の A 町役場の税務課所掌業務の中に、国民年金保険料の徴収があったかについては確認することができないとしているなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①のうち、昭和 61 年以降の期間及び申立期間②については、申立人は、納付すべきものは全て納付しているはずと申述しているものの、国民年金保険料の納付方法についての記憶が明確でなく、当該期間の保険料についても納付状況が不明である。

さらに、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿において、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していた記録が確認できず、オンライン記録と一致しているほか、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から4年3月まで

私は、平成4年春頃にA町役場（現在は、B市役所A支所）から電話で国民年金保険料の納付勧奨を受けたため、同町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をまとめて納付した。金額については覚えていない。申立期間が未納となっているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年春頃にA町役場から電話で国民年金保険料の納付勧奨を受け、同町役場で国民年金の加入手続と同時に申立期間の保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録及びB市役所保管の申立人の「平成4年度全期前納納付書兼領収済通知書」により、申立人が平成4年4月17日に平成4年度12か月分の国民年金保険料をまとめて納付したことは確認できるものの、同時点では申立期間のうち2年2月以前の期間は制度上時効により保険料を納付できない期間である上、同年3月から3年3月までの期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であるが、B市は「当時、過年度納付はA町役場ではできなかった。」と回答している。

また、前述の納付時点では、申立期間のうち平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料はA町役場で現年度納付が可能であったが、申立人は、まとめて納付したとする保険料の納付額の記憶が明確でないほか、当該期間に係る「領収済通知書」は保管されていないことから、申立人がまとめて納付したと記憶している期間は現在納付済みとなっている平成4年度12か月分の前納保険料と考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険

者の資格取得時期から平成3年11月頃払い出されたと推認され、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたと考えられるが、申立人は4年春頃の電話勧奨により国民年金保険料を納付したと主張し、平成4年度の保険料は平成4年4月17日に納付されていることから、申立人は、当該加入手続時点から4年4月16日までは保険料を納付しなかったと考えられる。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5472

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年9月までの期間及び45年8月から同年11月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から44年9月まで  
② 昭和45年8月から同年11月まで

私は、昭和43年頃にA市役所で国民年金の加入手続をしたものの、国民年金保険料については納付しないままだったが、結婚後の46年頃、妻が申立期間①及び②の保険料として1万円以上をまとめて納付した。当該期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年頃にA市役所で国民年金に加入し、結婚後の46年頃、妻が申立期間①及び②に係る国民年金保険料をまとめて納付したとしている。

しかしながら、申立人は昭和43年頃に受け取ったとしている国民年金手帳を保管していない上、オンライン記録では申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出された形跡は見当たらず、出生時から住所の異動が無いことが改製原附票により確認できる申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとも考え難い。

また、申立人は、その妻が申立期間①及び②に係る国民年金保険料として1万円以上を納付したとしているが、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和50年12月31日に、49年1月から50年3月までの保険料がまとめて過年度納付されていることが確認でき、当該保険料

額は1万4,100円であることから、申立人がまとめて納付したとする期間は、当該期間であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年12月頃に払い出されたと推認され、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと考えられる上、申立人が所持している年金手帳、上述の被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は49年1月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8570

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 平成 10 年 6 月 1 日から同年 6 月 22 日まで  
③ 平成 17 年 12 月 8 日から同年 12 月 20 日まで  
④ 平成 19 年 2 月 28 日から同年 3 月 20 日まで  
⑤ 平成 20 年 10 月 24 日から同年 11 月 20 日まで

申立期間①は、A社における厚生年金保険の加入記録が平成元年 9 月 1 日から 2 年 8 月 5 日までとなっているが、手持ちの資料及び自分の記憶では元年 8 月 1 日から勤務していたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

申立期間②は、B社における厚生年金保険の資格取得日が平成 10 年 6 月 22 日と記録されているが、同年 6 月 1 日だと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

申立期間③は、C社における厚生年金保険の資格喪失日が平成 17 年 12 月 8 日と記録されているが、同年 12 月 20 日ではなかったかと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

申立期間④は、D社（現在は、E社）における厚生年金保険の資格喪失日が平成 19 年 2 月 28 日と記録されているが、同年 3 月 20 日だと思う。参考資料を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

申立期間⑤は、F社における厚生年金保険の資格喪失日が平成 20 年 10 月 24 日となっているが、手持ちの資料及び自分の記憶では同年 11 月 20 日だと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の複数の同僚の供述により、期間は特定で



きないものの、申立人が勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「当時の責任者は死亡している上、資料は保管されておらず、申立人の申立期間①における保険料控除、申立てどおりの届出及び保険料の納付については不明である。」と回答している。

また、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる連絡可能な同僚 8 人に照会したところ、回答があった 3 人は「当時の社会保険の適用については不明である。」と供述している。

さらに、申立人の当該事業所の前職に係る雇用保険受給資格者証により、申立人が申立期間①において基本手当を受給している上、平成元年 9 月 1 日付けの就職に対し再就職手当を受給していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は B 社における資格取得日は平成 10 年 6 月 1 日であると主張している。

しかしながら、当該事業所の事業主から提出された雇用保険被保険者資格取得等確認通知書における被保険者となった日は平成 10 年 6 月 22 日と記載されている上、同年 6 月 11 日付けで G 公共職業安定所（当時）が発行した同事業所の求人に対する「紹介状」に記載された申立人の面接日は、同年 6 月 12 日と記載されている。

また、当該事業所の事業主は、「厚生年金保険については健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書以外の資料は保管されておらず、申立人の申立期間における保険料控除、申立てどおりの届出及び保険料の納付については不明である。」と回答している。

さらに、H 厚生年金基金（以下「基金」という。）の当該事業所における申立人の加入員資格取得日は、平成 10 年 6 月 22 日と記録されており、申立人から提出された厚生年金基金加入員証及びオンライン記録における厚生年金保険の資格取得日の記録と一致している。

加えて、当該事業所の前職に係る事業所の雇用保険受給資格者証により、申立期間②において、申立人が基本手当を受給していたことが確認できる。

- 3 申立期間③について、申立人は C 社における資格喪失日は平成 17 年 12 月 20 日であったと主張している。

しかしながら、当該事業所の事業主から提出された申立人の平成 17 年 12 月の出勤簿における最終出勤日は同年 12 月 7 日であり、同日付けで退職と記載されている上、賃金台帳に記載された退職日の記録と一致しており、同年 12 月度の賃金台帳における給与計算基礎となる労働日

数と出勤簿の労働日数は一致している。

また、当該事業所の事業主から提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び同離職証明書における離職日は、平成17年12月7日と記載されていることが確認できる上、当該事業所の事業主から提出された健康保険厚生年金保険資格喪失届における申立人の資格喪失日は、離職日の翌日である同年12月8日と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所の事業主から提出された市区町村宛ての健康保険厚生年金保険資格喪失連絡票における申立人の資格喪失日は、平成17年12月8日と記載されているところ、申立人から提出された国民年金手帳において申立人が同日付けで国民年金の資格を取得した記録が記載されており、申立人は、当該手帳に記録された全ての資格の取得及び喪失に係る申請手続は、自ら役所に出向いて行ったと供述している。

- 4 申立期間④について、申立人はD社における資格喪失日は平成19年3月20日であったと主張している。

しかしながら、当該事業所の事業主から提出された申立人自筆の退職願及び労働者名簿における退職日は、平成19年2月27日と記載されていることが確認できる。

また、当該事業所の事業主から提出された平成19年2月16日から同年3月15日までの期間を対象とした就業週報・月報（タイムカード）における申立人の出退勤状況は、同年2月27日が最終記録となっている上、賃金台帳に記録された退職日は同日と記載されており、同年3月分の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主から提出された健康保険厚生年金保険資格喪失届及び同確認通知書における資格喪失日は平成19年2月28日と記載されており、基金の加入記録及びオンライン記録と一致している。

- 5 申立期間⑤について、F社の事業主から提出された平成20年11月度  
の出勤簿によると、申立人は同年10月20日から11月15日までの期間  
に20日間の有給休暇を取得した記録が確認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「申立人に対し平成20年10月10日に同年10月23日付けで解雇する旨の通知をしたが、予告期間が30日より短かったので解雇予告手当等を別途支払った。その社内記録として出勤簿の有休欄を利用しただけで、有給休暇を取得したという意味ではない。」と回答しているところ、当該事業所の事業主から提出された平成20年10月28日付けでI公共職業安定所長に宛てた解雇に係る通知内容確認書によると、申立人に対し同年10月23日に解雇する旨

の予告通知を同年10月10日に行ったことが記載されている上、当該事業所の事業主から提出された申立人の賃金台帳において同年11月分の給料が支払われていないことが確認できる。

また、当該事業所の事業主から提出された申立人の雇用保険被保険者離職証明書における離職日は平成20年10月23日と記載されている上、当該事業所の事業主から提出された健康保険厚生年金保険資格喪失届、同確認通知書及び基金の資格喪失届に記載された申立人の資格喪失日は離職日の翌日である同年10月24日と記載されており、基金の加入記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所に係る雇用保険受給資格者証により、申立人が平成20年10月29日に求職を申込み、申立期間⑤において基本手当を受給していたことが確認できる。

- 6 このほか、申立人の申立期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8572

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 49 年 8 月まで  
申立期間は、A社に勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するA社は、その存在が確認できなかったものの、商業登記簿謄本により申立人が主張する当該事業所の所在地に確認できるB社の元役員の回答により、申立人は、申立期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は社会保険事務所（当時）の記録により、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の元役員は、事業所の社会保険加入について「過去に加入したことが無い。」と供述している上、従業員の社会保険加入についても「個人で加入したはず。」と供述している。

さらに、申立人及び上記元役員からの聴取により確認できた従業員及び商業登記簿謄本により確認できた複数の役員については、所在不明のため申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、当該従業員及び役員の申立期間に係る厚生年金保険の記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月から 6 年 8 月まで

申立期間は、A社（現在は、B社）で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人が共に勤務をしていたとして記憶している同僚は、「私は昭和 55 年から 59 年までC支店で支店長をしていた。私が支店長になってから従業員を募集し、申立人はもう一人の同僚と同時に入社してきたと思う。記録があるわけではないが、申立人は、56 年から 59 年までの間の 1 年半くらい勤務していたのではないか。」と供述している。

また、申立人は共に勤務をしていたとしてもう一人の同僚を記憶しているが、当該同僚は申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者となっていない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたとする者はいない。

加えて、B社は平成 23 年 8 月\*日に破産手続を開始しており、同社の破産管財人に照会しても申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人もA社における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、同僚が「申立人は、昭和 56 年から 59 年までの間の 1 年半くらい

勤務していたのではないか。」と述べているが、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは58年5月1日であり、同日時点において申立人は別事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、申立人が56年7月から58年1月まで、国民年金に加入して保険料を納付していること、及び56年9月7日から同年12月5日までは雇用保険を受給していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月4日から10年1月1日まで  
② 平成10年1月1日から11年3月31日まで  
③ 平成11年3月31日から同年6月1日まで  
④ 平成11年6月1日から12年8月29日まで

申立期間①は、A社（商号変更前はB社）における資格取得日は平成10年1月1日と記録されているが、実際には9年11月4日に既に入社している。

また、申立期間③は、厚生年金保険被保険者記録が無いが、A社又は実質的に同一事業所であったC社に継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

さらに、申立期間②は、A社における被保険者期間の標準報酬月額が15万円と記録され、申立期間④は、C社における被保険者期間の標準報酬月額が16万円と記録されているが、実際の給料は預金口座通帳のとおり30万円から90万円くらいだったので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、同僚の供述により、申立人が申立期間①の一部の期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所の取締役は、一般的には2か月程度の社会保険に加入できない試用期間を設けており、その間の保険料控除は行っ

ていないと思うと供述しており、申立人と同職種、かつ、同じ平成 10 年 1 月 1 日に資格取得している同僚及び当該事業所において経理事務を担当していた同僚も同様の供述をしている。

また、事業主は、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について、当時の資料が無いため不明と回答している上、申立期間①における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人が提出した預金口座通帳により、A社からオンライン記録（15 万円）を上回る複数の入金を確認できる。

しかしながら、申立人と同職種であると供述した同僚 3 人の標準報酬月額は、オンライン記録により、申立人と同額であることが確認でき、そのうちの一人は、「D 職の給与は基本給に歩合給が加算されており、私もオンライン記録より給与支給額は多かったが、変動が大きいため、会社は基本給分だけで届出を行い、それに見合う保険料控除が行われていたと思う。」と供述している。

また、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について、当時の資料が無いため不明と回答している上、当該事業所に係る雇用保険の資格取得時賃金月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間③については、同僚の供述により、申立人が申立期間③において、A社又はC社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該同僚は「両社は姉妹会社で段階的に従業員が移籍した。申立人も私も勤務が継続していたことは間違いないが、移籍当初、C社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、私はしばらく加入できない旨の説明を受けた。私はその間に国民健康保険に加入した記憶もあるので、厚生年金保険の保険料控除は無かったと思う。」と供述している。



また、A社は平成11年4月20日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、C社は同年6月1日付けで新たに厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間③の一部に厚生年金保険の適用事業所に該当しない期間が存在しているところ、C社の代表取締役は、申立人の勤務実態については資料が無く不明であるが、少なくとも同社が厚生年金保険の適用事業所となった日より前の期間については保険料控除を行っていないと回答している上、上記同僚が保管していた「平成11年分給与所得の源泉徴収票」における社会保険料等の金額によると、申立期間③を含む当該同僚の被保険者記録が無い期間について同社による保険料控除が行われていたとは考え難い。

さらに、A社の代表取締役は、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料が無いため不明と回答している上、申立期間③における申立人の雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④については、申立人が提出した預金口座通帳により、C社からオンライン記録（16万円）を上回る複数の入金を確認できる上、当該事業所に係る雇用保険の離職時賃金日額により、平成12年2月頃から同年8月頃までの平均賃金月額がオンライン記録を大幅に上回っていることが認められる。

しかしながら、事業主は、歩合給のため給与額の変動が大きく、標準報酬月額が平均値で届け出ていたような記憶がある旨回答しており、申立期間④に自分が給与計算を担当していたかどうかは記憶が無いものの、給与計算を担当していた記憶の有る平成14年頃からはオンライン記録どおりの保険料控除しか行っていないと回答している。

また、申立人と同職種であると供述した同僚3人の標準報酬月額は、オンライン記録により、申立人より低額であることが確認でき、そのうちの一人は、「A社在籍時と同じで、D職の給与は基本給に歩合給が加算されており、私もオンライン記録より給与支給額は多かったが、変動が大きいため、会社は基本給分だけで届出を行い、それに見合う保険料控除が行われていたと思う。」と供述している。

さらに、当時経理事務を担当していた同僚も同様の供述をしている上、当該同僚の保険料控除額に関する具体的な記憶から判断すると、事業主は従業員の給与からオンライン記録どおりの保険料控除を行っていたも

のと認められる。

加えて、当該事業所に係る雇用保険の資格取得時賃金月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8582

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 45 年 9 月 30 日まで  
② 昭和 47 年頃から 51 年 9 月 30 日まで

中学を卒業した後、申立期間においてA地区のB事業所で仕事をしたが、その間はC組合の保険に加入しており、給与から保険料が引かれていたことを覚えている。厚生年金保険料も一緒に引かれていたと思うので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がB事業所で共に仕事をしていたとする複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてB事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、事業主は既に死亡しており詳細は確認できないが、申立期間①において事業主は国民年金に加入しており、申立人が名前を記憶している複数の同僚は「B事業所は、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、それぞれが申立期間の全部又は一部の期間において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間当時にB事業所が所属していたC組合D支部は、「厚生年金保険に加入していたのは、当組合の事務局職員のみで、組合員は加入していなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 8587

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで  
② 平成 15 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

申立期間①は、A社に勤務し、申立期間②は、B社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する給料袋、A社の回答及び同僚の陳述により、勤務期間の特定はできないものの、申立人は同社に勤務していたことがうかがえる。

また、申立期間②について、申立人の雇用保険の被保険者記録及びB社の回答により、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間①及び②について、A社及びB社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8590

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
A社に勤務していた期間について、社長から、厚生年金保険料を給与から控除する旨の説明があったことを覚えている。申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における仕事内容に関する陳述が閉鎖登記簿謄本で確認できる同社の主な事業と合致していること、申立人が同僚として名前を挙げている者は同社において厚生年金保険の被保険者期間があることがオンライン記録により確認できることなどから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、適用事業所名簿及びオンライン記録により、申立人が同社に勤務したとしている期間より前の昭和 51 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、同社は昭和 61 年 6 月 \*日に解散していることが確認できる上、オンライン記録により、同社の代表取締役は既に亡くなっていることが確認できることから、事業主から申立人の申立期間における厚生年金保険料控除状況についての陳述を得ることができない。

なお、A社において厚生年金保険の被保険者記録のある 12 人に照会し 8 人から回答を得たが、自分は申立期間において同社に勤務していたと回答した者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月  
② 平成 15 年 12 月  
③ 平成 16 年 12 月  
④ 平成 17 年 7 月  
⑤ 平成 17 年 12 月  
⑥ 平成 19 年 7 月  
⑦ 平成 19 年 12 月  
⑧ 平成 20 年 7 月  
⑨ 平成 20 年 12 月

平成 4 年から 21 年まで A 社 B 出張所に勤務し、申立期間について賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社の給与及び賞与が振り込まれていたとする C 組合 D 支店から提出された申立人に係る取引履歴明細表によると、申立期間①から⑨までについて、同社からの振込記録はあるものの、その振込金額は前後の月の振込金額と同額又はほぼ同額であることから、当該振込金額は給与であったと考えるのが自然であり、賞与が支給されていたことはうかがえない。

また、申立期間⑥から⑨までについて、E 市から提出された申立人に係る平成 19 年分及び 20 年分の給与支払報告書に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算出した各年分の社会保険料の合計額とおおむね一致していることが確認できる。

なお、申立期間①から⑤までについて、E 市では、当時の住民税の関係

資料（給与支払報告書等）は無いとしており、申立人の当該期間に係る賞与の社会保険料控除額について確認することができない。

さらに、A社の元事業主は、申立期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除等について不明としている上、同僚からも申立人の申立内容について陳述を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。